

都 市 経 済 委 員 会 会 議 錄

招 集

令和8年1月19日（月）臨時会終了後 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）西野 太一 （副委員長）津田 幸一
稻田 清 今城 雅子 国頭 靖 田村 謙介
中田 利幸 錦織 陽子 森谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【経済部】若林部長兼農林水産振興局長

〔商工課〕坂隱次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐
権田商工振興担当主任

【文化観光局】

〔文化振興課〕大塚課長 原文化振興官

【都市整備部】伊達部長

〔道路整備課〕北村次長兼課長 足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐
長田交通安全施設担当係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 岡田議員 門脇議員 戸田議員 又野議員 松田議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般0人

報告案件

- ・日野橋の今後の在り方に関する方針について（報告）〔都市整備部〕
- ・日野橋橋りょう補修工事における交通規制の変更について（報告）〔都市整備部〕
- ・よなご住んで楽しいまちづくりファンド 投資期間の延長について（報告）〔経済部〕

~~~~~

### 午後1時56分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は当局から3件の報告がございます。

初めに、都市整備部から2件の報告がございます。

日野橋の今後の在り方に関する方針について、当局からの報告をお願いいたします。

足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 それでは、日野橋の今後の在り方に関する方針について御報告させていただきます。資料のほうを送らせていただきます。

初めに、趣旨について御説明いたします。日野橋は昭和4年に建設され、長年にわたり地域の交通や市民生活を支えてきた重要なインフラです。また、市民に親しまれてきた存在であるとともに、歴史的背景を有し、文化財としての価値も認められています。一方で、建設から95年以上が経過して老朽化が進行していることから、今後の維持管理や存続の在り方について早急に検討を進める必要がありました。

このため、令和6年3月に学識経験者などで構成する日野橋の在り方検討委員会を設置し、全5回にわたり専門的な立場から議論、検討を重ねてきました。その検討結果を取りまとめた「日野橋の在り方に関する検討報告書」が令和7年10月24日に提出されたことを受け、今回、その内容を踏まえた今後の方針を整理いたしました。

次に、今後の方針についてです。令和7年度から8年度にかけて実施予定の大規模修繕工事により、今後も小規模な修繕は必要となるものの、おおむね20年程度は現状のまま使用できると見込まれています。このことから、現時点では日野橋の存廃に関する方針は定めず、当面は現況を維持することとします。

今後は、文化財としての価値、地域における役割、将来の利活用の可能性、維持または廃止に要する費用、社会的影響などを総合的に考慮し、市民や地域の意見を尊重しながら、日野橋の歴史的背景やこれまでの維持管理の経緯を整理し、発信を行っていきます。また、5年ごとに実施する法定点検の結果を踏まえ、次回の大規模修繕が必要になると想定される令和28年度を見据え、遅くともその5年前に当たる令和23年度をめどに、再度、日野橋の在り方検討委員会を設置し、日野橋の存廃に関する方針を決定する予定としています。

最後に、今後の予定です。令和7年度から8年度にかけて、防食塗装などの修繕工事を実施します。その後は、5年ごとの法定点検の結果に応じて、必要最低限の補修を継続して行います。なお、法定点検は前回が令和3年度で、次回以降は令和8年度、13年度、18年度、23年度を予定しています。

以上が、日野橋の今後の在り方に関する方針についての報告となります。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。国頭委員。

**○国頭委員** お疲れさまでした。私の意見も今後の方針というところの、結局4行目から、「今後は、文化財としての価値、地域における役割」、こここのところをいろいろ勘案して、こここのところをしっかりとやっていただきたいなと思っております。

私が1期目のときは公会堂の存廃があつて、15億円ぐらいかけて、結局、まちのシンボルということで、ランドマークということで残すほうが多くて、残したという経緯があるんですけども、これも本当十何億円かけて改修するということは、やはりそれなりの、20年間もありますけども、シンボル的なものになっていくんじゃないかなということも考えれば、今後の活用とかですね、観光等にも使えるような文化財は米子市にはいっぱいありますんで、そういうものの一つとして、観光とかですね、米子市の魅力につなげるような活用の仕方ということも考えていただきたいと思っておりますんで、私は残したほうがいいじゃないかなと思っておりましたんで、今後いろいろ期待をしたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

津田委員。

○**津田委員** 今後の在り方検討会というのは、この最後の23年から28年の間に持たれるのでしょうか。

○**西野委員長** 足立道路整備課長補佐。

○**足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 今回の大規模修繕でおよそ20年持つということになりますので、タイミングとしては5年刻みに行われる法定点検を目安とするんですが、そのちょうどタイミングのいい15年目というのが令和23年ごろになりますので、その辺で再度状況を見ながら設置して、今後検討していきたいというふうに考えております。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** そうすると、23年から28年までの5年間で在り方検討会をまた今回と同じようにされるということを考えますが、そうするとこの方針決定になる5年間で存廃を考えていくとすれば、本当にこの5年間が妥当な年月なのかということを考えますが、どのような考え方でおられるのでしょうか伺います。

○**西野委員長** 足立道路整備課長補佐。

○**足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 先ほども15年目という一つの目安をさせていただいたんですけども、5年ごとの定期点検、一番近い5年後、その次の10年後という節目において、府内においても情報共有しながら、こういった状況に今あるよというような診断結果等を外向きにも発表していかないといけないかなということは思っていますので、おおよそその状況を見ながら、今後の法定点検を節目に考えていきたいと思っています。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** 私の懸念するところは、なくそうという方向に向かったときに、この5年間でこういう在り方検討会とかいろいろまたもめたときに、本当にこの5年間というのが、年数が妥当な線なのかなというところをちょっと懸念するものでして、質問させていただきました。以上です。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○**西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、日野橋橋りょう補修工事における交通規制の変更について、当局からの報告をお願いいたします。

足立道路整備課長補佐。

○**足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** それでは、日野橋橋りょう補修工事における交通規制の変更について御報告をさせていただきます。資料を送ります。

本工事の当初計画については、仮設足場の設置及び撤去時を除き、歩行者及び自転車の通行を確保しながら工事を進める予定としておりました。しかしながら、工事実施に向けた詳細な検討を進める中で、工事期間中は終日、歩行者及び自転車を含めた全面通行止めとする必要が生じたため、その変更内容と理由について御説明を申し上げます。

まず、変更理由についてですが、本工事では橋梁に残存するPCBを含む既存塗装を除去するため、金属粒子を高圧で吹き付けるプラスト工法を採用しております。当初は作業

機械本体を令和8年度に施工予定である第3・第4径間及び日野川両岸の河川敷に設置することで、橋上に歩行者等の通行帯を確保できる計画としておりました。しかし、今回の下請けの専門業者さんとの詳細な協議を行った結果、作業機械本体から施工箇所までの距離が長くなる場合には、吹き付けの圧力が低下すること、その結果、作業効率が著しく低下し工期が長期化してしまうこと、P C B を含む既存塗装を完全に除去することが困難になるということが判明いたしました。

このため、作業機械本体を施工箇所に最も近い橋の上に、かつ今年度の施工区間に設置する計画へ変更することといたしました。その結果、橋上の作業スペースが大きく制限され、歩行者や自転車が安全に通行するために必要な通路幅を確保することが困難となつたことから、今回の工事期間中は終日通行止めとする判断に至つたものでございます。

なお、通行止めに当たりましては関係機関と調整を行い、周知看板の設置や迂回路の案内など、利用者への影響をできる限り軽減するための対応を行つてまいります。

以上が、日野橋橋りょう補修工事における交通規制変更の概要でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時07分 休憩**

**午後2時09分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から1件の報告がございます。

よなご住んで楽しいまちづくりファンド 投資期間の延長について、当局からの報告をお願いいたします。

坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** それでは、よなご住んで楽しいまちづくりファンド 投資期間の延長について御説明をさせていただきます。お配りしております資料を御覧ください。

本市では、令和3年度より株式会社鳥取銀行及び米子信用金庫と連携し、共同出資による「よなご住んで楽しいまちづくりファンド有限責任事業組合」を運営しておりますが、このたび令和8年1月末をもって投資期間が満了することに伴いまして、投資残額の有効活用及びにぎわい創出に向けた取組の継続を図ることを目的としまして、投資期間を延長することといたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、ファンドの概要でございます。本ファンドは、中心市街地や皆生温泉エリアなどのウォーカブル推進エリア等におきまして、空き家、空き店舗などの遊休不動産の利活用を通じて地域に新たなにぎわいを創出する事業を支援することで、住んで楽しいまちづくりを推進することを目的としています。ファンドの総額は8,000万円となっております。

続きまして、投資状況についてでございます。本ファンドは現在までに4件、うち1件は投資手続中でございますけれども、投資を決定しております。投資案件については記載のとおりでございます。また、これまでに決定した投資額の総額は5,600万円となつ

ております。

続きまして、投資期間の延長についてでございます。今回、当初設定をいたしました投資期間、新たな案件への投資が可能な期間でございますが、こちらが令和8年1月31日に期限を迎えますことから、残額の有効活用、さらなるぎわい創出につなげるため、3年間の延長をしたいと考えております。これによりまして、新たに令和11年1月31日が投資の期限となります。ファンド全体の運用期間は令和18年1月31日ということで変更はございません。

最後に、今後の方針でございます。今後は引き続き地元金融機関と連携し、潜在的な事業者の発掘、育成に努めるとともに、投資残額を効果的に活用することで対象エリアのさらなる活性化を図り、本市が目指す「住んで楽しいまち よなご」の実現につなげていくこととしております。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

[「なし」と声あり]

**○西野委員長** 以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後2時12分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野太一